## 令和3年10月募集 横浜市市営住宅等入居者選考審議会

令和3年8月24日(火) 午後1時15分から午後3時35分まで 横浜市会議事堂3階 多目的室

住 宅 部 長 定刻になりましたので、只今より、横浜市市営住宅等入居者 選考審議会を開会いたします。本日、進行を務めさせていただ きます、建築局住宅部長の漆原です。どうぞよろしくお願い致 します。

> 本日はですね、コロナ感染拡大防止を鑑みまして着座のまま で説明させていただきます。委員の皆様方におかれましても着 座のままでどうかよろしくお願いいたします。

> 皆様方におかれましては本審議会の委員をお引き受けいた だきまして、改めてお礼申し上げます。

> 会議の冒頭にあたりまして、2点ほどご確認させていただきます。

本日お配りしております資料につきまして、次第、名簿、席次表、諮問文、右上に資料1から資料5と書かれた配付資料の他、横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料と書かれたフラットファイルがあるかどうか、ご確認ください。

フラットファイルには、市営住宅の概要、入居者募集の取組 みの変遷について、条例、規則、審議会規則及び、まだ未定稿 ですが、募集のしおりと書かれた各資料を収めております。そ ちらも含め不足する資料がございましたら、挙手をお願いいた します。

この別冊資料につきましては、議事進行の折に、随時ご参照 いただければと思います。また、会議終了後に事務局で回収さ せていただきますので、あらかじめご了承願います。

次に、本審議会において議論・発言された内容については、 後日議事録を作成し、発言要旨と出席者名が記載された議事録 をホームページにて公開しますので、その旨ご周知させていた だきます。

そのため、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させてい ただておりますことを、併せてご了承願います。

それでは、議事に入ります前に、建築局長の鈴木より、ご挨

拶申し上げます。

建 築 局 長 着座のまま失礼させていただきます。

本年の4月1日より建築局長を務めております鈴木でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。

お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今、コロナの影響が長期化しております。この世の中、先行 き非常に不透明な部分がございますが、住宅セーフティーネッ トの根幹をなす市営住宅の役割というのは、今後もますます重 要になってくるものと認識しております。

ぜひご活発なご意見をいただきつつ、本日ご審議いただけれ ばと思います。

昨年の 10 月募集からは、ストックをしっかり使っていくという観点で、「追加あっせん」という制度を開始いたしました。 実際やってきた中で、課題も見えてきております。そのため、令和3年 10 月募集についてお諮りさせていただくとともに、報告事項の中で、「追加あっせん」制度の実施状況を報告させていただきますので、運用改善に向けたご意見をいただければと思います。

その他の報告事項についても、委員の皆様に、さまざまなご 意見を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いしま す。 住 宅 部 長 ここからは、次第に沿って議事を進めてまいります。

お手元に、委嘱状を置かせていただいておりますので、ご確認をお願いします。本来ならば、委嘱式を執り行うところではございますが、限られたお時間の都合上、配付によって代えさせていただきますことを、ご了承下さい。

まず、お手元の資料のうち、横浜市市営住宅等入居者選考審議会 別冊資料をお開きいただき、「市営住宅条例」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。

横浜市営住宅条例第 11 条の箇所に、青色の付せんをつけております。

本審議会は、条例第 11 条の規定に基づき、設置された附属機 関でございます。

次に、審議会規則と書かれたインデックスの部分をご覧くだ さい。

本審議会は、横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条 第1項に基づき招集され、市営住宅の入居者の公募を行う場合 及び選考する場合の具体的基準について、ご審議をいただくも のです。ここで、本日の会議の開会にあたり、定足数のご報告 を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第4条第3項の規 定により、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くこ とができないとされています。

本日は、望月委員が遅れていらっしゃるようでございますが、現時点で8名のご出席をいただいておりますので、会議開催の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、本日の次第に入ります前に、今年度最初の審議会となりますので、「横浜市営住宅の概要」についてご説明させていただきます。お手元フラットファイルの中にある「概要」と書かれたインデックスの部分をご覧ください。

まず、1の設置目的についてですが、横浜市営住宅は、公営 住宅法や横浜市営住宅条例等に基づき、住宅に困窮する低額所 得者に低廉な家賃で住宅を提供することを目的としています。

2の経緯ですが、昭和 23 年に横浜市庶民住宅使用条例が制定され、庶民住宅としてスタートしました。その後、昭和 26 年に公営住宅法が施行されたことに伴い、名称も市営住宅となったところです。また、平成8年の公営住宅法の改正を受け、平

成9年度から借上型市営住宅が始まりました。

この間、時代ごとのニーズの変遷に伴い様々な施策が施されており、現在は平成30年2月に策定されました「横浜市住生活基本計画」に基づいた具体的な施策として、市営住宅における世代間ミックスの促進を進めております。

続いて、3の横浜市営住宅の管理戸数ですが、令和3年3月31日現在において、住宅数は281団地、総戸数は31,396戸となっております。

最後に、4 今後の市営住宅のあり方についてですが、老朽化が進み、今後建替や大規模改修の時期を迎えることとなる市営住宅の効率的、効果的な再生を進めていくため、「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」を平成30年4月に策定したところです。

これを受けまして、今後は、住宅確保が困難な高齢者世帯を中心に対応しながら、再生の対象となる市営住宅約1万4千戸について、一部住宅における建替えの先行や更なる長寿命化等の実施により、建替え戸数を平準化することで、一時期に集中する建替えや仮移転対策に伴う財政負担等の軽減を図りながら、建替えを進めます。

続きまして次第1(2)委員紹介に移ります。

本日は、今年度最初の審議会のため、委員及び幹事の紹介を させていただきます。お手元に配付しております名簿順にご紹 介いたします。

まずは、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

横浜市会建築・都市整備・道路委員会委員の、輿石委員でご ざいます。

| 輿 | 石  | 委 | 昌 | トストイ  | お願いします。       |
|---|----|---|---|-------|---------------|
| 뀻 | ′H | 女 | 只 | よ クレヽ | 、4つか只く・し み りっ |

住 宅 部 長 同委員会委員の今野委員でございます。

今 野 委 員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 同委員会委員のみわ委員でございます。

住 宅 部 長 同委員会委員の望月委員でございます。

望 月 委 員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 同委員会委員の井上委員でございます。

井 上 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会常務理事の中村委員で ございます。

中 村 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 横浜市立大学大学院都市社会文化研究科 教授の三輪委員で ございます。

三輪委員よろしくお願いします。

住 宅 部 長 弁護士の熊澤委員でございます。

熊 澤 委 員 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 愛知東邦大学人間健康学部人間健康学科 教授の西尾委員で ございます。

西 尾 委 員 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 続いて、幹事を紹介します。 建築局長の鈴木です。

建 築 局 長 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 住宅政策課長の松本です。

政 策 課 長 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 市営住宅課長の小野です。

市 営 住 宅 課 長 よろしくお願いします。

住 宅 部 長 市営住宅課担当課長の寺口です。

担 当 課 長 よろしくお願いします。

 住
 宅
 部
 長
 最後に、私、住宅部長
 漆原でございます。

 よろしくお願いいたします。

住 宅 部 長 次に、次第 1 (3) 会長・副会長の選出を行います。

横浜市市営住宅等入居者選考審議会規則第3条第2項により、会長及び副会長につきましては、委員の互選により定めることとなっております。

事務局からのご提案といたしましては、会長を興石委員に、 副会長を、今野委員、望月委員にお願いしたいと考えておりま すが、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

住 宅 部 長 それでは、会長は輿石委員、副会長は今野委員及び望月委員 にご就任いただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お手数ではございますが、お席のご移動をお願いいたします。

また、席のご移動に伴いまして、机も少し移動調整させていただきます。机の移動につきましては、係りの者が行いますので、しばらくお待ちください。

## [各委員移動]

住 宅 部 長 ありがとうございます。

それでは、以降の審議につきましては、興石会長に進行をお 願いいたします。

輿石会長、よろしくお願いします。

会 長 ご指名により、会長となりました、興石でございます。よろ しくお願いいたします。

> まずは、本日の傍聴の申し出について、事務局よりご報告を 求めます。

市 営 住 宅 課 長 はい、会長よろしいでしょうか。

会長はい、市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 傍聴人でございますけれども、現時点では傍聴の申し出はご ざいません。もし、今後、終了までの間に傍聴の申出がござい ました場合は、議事の進行に支障がないように傍聴していただ くよう事務局にて対応させていただきたいと存じますが、いか がでしょうか。

会 長 只今の事務局からの説明で、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

会 長 それでは、次第1(4) 諮問事項の「令和3年10月横浜市 営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」事務局 に説明を求めます。

市 営 住 宅 課 長 はい。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 建築局市営住宅課長の小野でございます。それでは、まず諮問事項について、ご説明させていただきます。

それでは、席次表の次のページとなります、5ページの諮問文をご覧ください。今回は、諮問事項は「令和3年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者選考基準について」の1件でございます。

今回募集いたします戸数は、(1)のとおり、650戸でございます。募集する住宅の内訳や、(2)以降の内容につきましては、

恐れ入りますが、引き続き説明資料にて、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、ページをおめくりいただき6ページ の資料1-1「令和3年10月 横浜市営住宅入居者募集の実施 及び入居者選考基準について」をご覧ください。

まず、今回の募集総戸数は、繰り返しとなり恐縮ですが、 650 戸とさせていただきました。

その抽出の考え方ですが、「1 募集する住宅及び戸数」の「(1)募集における基本的な考え方」の囲みの中に記載したとおりでございます。まずは、アの「募集戸数の算定」ですが、募集戸数については、年間の退去戸数と同等程度を見込んで算出させていただきました。今年度の退居戸数については、まだ確定しておりませんが、昨年度、令和2年度の退居戸数1,253戸を参考に、その約半数の戸数を、今回、募集させていただくことといたしました。

続きまして、イの「多世代居住の促進」や、ウの「単身者向けの支援」につきましては、引き続き進めてまいります。前回の4月募集では、申込者総数における単身者の方の割合が約60%でございましたので、今回の募集におきましても、単身者の方が申し込める住戸につきましても、同程度を確保させていただきました。さらには、災害被災者や犯罪被害者、新型コロナウイルス感染症の拡大により解雇等をされた方々の、一時利用のための、エの「市営住宅の目的外利用のための住居の確保等」につきましても、引き続き実施してまいります。

そして、オの「住戸の抽出」のとおり、こうした目的外利用 のために確保している住宅に加え、現在居住中のものや、前回 募集して、これから入居いただく予定の住居などを除いた、空 き住戸の中から、今回募集する住戸を抽出させていただきまし た。

続きまして、次の7ページをご覧ください。ここからは、基本的な考え方に基づき、算定しました、募集区分ごとの募集戸数について、ご説明させていただきます。

はじめに、(2)の「行政区単位募集を行う住宅及び戸数」についてでございます。今回の募集では、この区分の募集戸数を、このページに記載しました 69 戸と 21 戸と 22 戸と 3 戸の合計115 戸といたしました。こちらの募集区分は、令和 2 年 10 月募

集分から開始いたしました「追加あっせん」の対象となる区分であり、全市単位を含み、引き続き、より多くの方々を、入居につなげていきたいと考えております。

それでは、その内訳につきまして、ご説明させていただきます。

まず、アの「行政区単位」ですが、69戸を募集します。こちらは、横浜市が直接建設した住宅、「直接建設型住宅」でありまして、空住戸数が少なく、床面積が 60 ㎡未満の住宅となります。行政区ごとに、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となります。なお、一部の区につきましては、空き住戸の関係などから、住宅単位募集のみ実施させていただきます。

申込可能世帯につきましては、単身者の方も含めて、いずれ の世帯の方もお申込みいただけます。

次に、イ・ウの「全市単位」ですが、21 戸と22 戸の合計 43 戸を募集いたします。今回全市単位の募集区分を「エレベーターのない3階以上」と「1,2階の低層階又はエレベーターが設置」の2区分に分離いたしました。その理由ですが、かねてより、高齢者を中心に足腰に自信がなく、エレベーターのない3階以上では生活が難しいとのお声をいただくことがあり、そのための区分を設けました。こちらは、直接建設型住宅であって、空部屋が比較的多く発生する大規模住宅を対象とし、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法となっています。こちらも、単身者の方も含めて、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

続きまして、エの「全市単位(事故住宅)」ですが、4戸を募集します。こちらは直接建設型住宅であって、入居者が住宅内で死亡し、その発見が遅れた住宅であります事故住宅について、いずれかの住宅への入居を希望する募集方法です。こちらも、いずれの世帯の方もお申込みいただけます。

それではページをおめくりいただきまして、次の8ページを ご覧ください。ここからは、(3)の「住宅単位募集を行う住宅及 び戸数」となります。

まず、アの「一般世帯向」の募集区分ですが、130 戸を募集 します。直接建設型及び、民間が建設した住宅を横浜市が市営 住宅として借り上げました借上型住宅であって、床面積が 60 ㎡以上の住宅について、世帯を対象に募集を行うものです。そ のため、申込可能世帯は、一般世帯及び子育て世帯の方となり まして、単身者の方は申込みいただくことができません。

なお、募集する住宅の内訳につきましては、この後の11、12ページにお付けしました資料1-2に、募集区分ごとに、募集する住宅名と、その各住宅における募集戸数について、表形式でまとめましたので、後程ご覧ください。

次に、イの「一般世帯向4部屋以上」の募集区分です。2戸を募集します。直接建設型住宅であって、4部屋以上の広めの住宅について、世帯を対象に募集を行う区分です。かつては多家族向住宅として5人以上の世帯を対象とした募集区分であったものを、平成30年4月募集より、人数制限を解除して募集しているものです。こちらも、申込可能世帯は一般世帯及び子育て世帯の方となります。

続きまして、ウの「一般世帯向ですが、単身者の方も申込みが可能」な募集区分です。90戸を募集いたします。直接建設型住宅で、1戸当たりの床面積が原則60㎡未満の住宅について、いずれの世帯の方もお申込みいただける募集区分となっています。

次に、エの「子育て世帯専用」の募集区分ですが、30 戸を募集します。原則、直接建設型住宅であって、駅徒歩圏内の比較的利便性の高い住宅を対象に、中学校卒業程度までのお子様がいらっしゃる、子育て世帯の方に限定して募集を行うものです。

一方、オは「子育て支援倍率優遇」を行う募集区分で、58戸を募集いたします。直接建設型住宅で、近くには小・中学校及び幼稚園・保育園等がある一方、住宅に占める高齢化率は高い住宅を対象としまして、中学校卒業程度までのお子様がいる子育て世帯の方には、20倍の倍率優遇を行う区分です。ただし、こちらは先ほどの「子育て世帯専用」の募集区分とは異なり、このページの一番下の申込可能世帯の欄にありますとおり、いずれの世帯の方もお申込みいただくことが可能となっています。

次の9ページをご覧ください。ここからは、カの「特定目的住宅」の募集区分となりまして、全部で217戸を募集します。 内訳は、(7)の「車いす用」住宅が4戸。(4)の「高齢二人世帯向」住宅は、直接建設型住宅が21戸、借上型住宅が70戸で、 あわせて 91 戸。 (ウ) の「単身高齢者向」住宅は、直接建設型住 宅が 21 戸、借上型住宅が 92 戸で、あわせて 112 戸。

失礼いたしました。(ウ)の「高齢単身者用」住宅の直接建設型住宅を21戸と申しましたが、訂正をいたします。直接建設型住宅は20戸で、借上型住宅が93戸で、合計は113戸でございます。

そして、(エ)の「単身者用住宅」が10戸となっています。

最後に、キの「事故住宅」についてでございますが、8戸を募集します。内訳は、(ア)の「一般世帯向」で単身者の方が申込みできない住宅が2戸、(イ)の同じく「一般世帯向」で単身者の方が申込みできる住宅が4戸。(ウ)の「単身者用」住宅が1戸。そして、(エ)の「高齢二人世帯向」住宅が1戸となっています。

それでは、ページをおめくりいただきまして、10ページをご覧ください。2の「募集日程」ですが、例年どおりではございますが、(1)の「申込書配布期間」を10月11日の月曜日から22日の金曜日までの約2週間、そして、(2)の「受付期間」を10月13日の水曜日から22日までの10日間とさせていただきます。また、(3)の「抽選会」につきましては、12月22日に、関内ホールにて行わせていただきます。今回も前回同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客開催とし、インターネット配信をさせていただきます。

続いて、3の「入居者資格を判断する日」ですが、受付最終日の10月22日とさせていただき、この日で在住・在勤要件や収入要件などを判断させていただきます。

次に、4の「空家入居候補者の有効期間」ですが、こちらも 例年どおりではございますが、令和4年9月30日までの1年 間とさせていただきます。

最後に、5の「募集の周知方法」です。これまでと同様では ございますが、広報よこはまや記者発表、ポスターの掲示、募 集のしおりの配架、ホームページへの掲載などにより、広く周 知を図ってまいります。

失礼いたしました。1点訂正をさせていただきますが、7ページのところの全市単位(事故住宅単身世帯向け)、私4戸と申し上げましたけれども、資料のとおり3戸ということでございます。失礼いたしました。申し訳ありません。

10ページの方お戻りいただきまして、先程募集の周知の方法

については、広く周知を図って参りたいと考えております。

諮問事項の説明は以上でございます。なお、参考資料となり ますが、前回の令和3年4月募集の応募状況表を、資料1-3と して、13、14ページにお付けしましたので、こちらにつきまし ても後程、ご確認いただければと思います。

それでは、諮問事項につきまして、ご審議のほど、よろしく お願いいたします。

会 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

> 「令和3年10月横浜市営住宅入居者募集の実施及び入居者 選考基準について」ご発言がありましたら、お願いします。

 $\bigcirc$  $\bigcirc$ 委 員 はい。

長 〇〇委員。 会

 $\bigcirc$ ご説明ありがとうございました。  $\bigcirc$ 委 員

> 先程の資料でご説明いただきました市営住宅においての世 代間ミックスの促進、ということを述べられて方向性を持たれ ているということで、今の説明の8ページなどで、8ページの オですね。住宅に占める高齢化率が高い住宅を対象に、20倍の 優遇をしてという説明がありました。ほかのところでは、世代 間ミックスが促進されるような取り組みはありますか。

市営住宅課長はい。

市営住宅課長。 会 長

市 営 住 宅 課 長 今、委員がおっしゃったこちらの全市全体の住宅の中で、世 代間ミックスを進めていこうという取り組みがございまして、 全体としては市営住宅、低所得者層の方に住宅に住んでいただ くという事が目的でございますので、そういった中で、世代間 ミックスの取り組みとしては、この中では今おっしゃったオの 子育て支援倍率優遇という募集区分を設けさせていただいて おるところでございます。ご存じの通りでございますけれど も、こちらで募集させていただく住宅につきましては、比較的 高齢者の方が多いというところでございます。高齢者の方が多 いとなると、以前の審議会でも申し上げているところではござ いますが、次第に年齢層が上がっていって、そういう団地での 自治能力といったものも失われていくと、活力も失われていく ということが懸念されているところでございます。

そういった中で、そういったところに子育て世帯の方にも振

り向いてもらえるような、募集区分を設けさせていただいて今 運用しているところでございます。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 おっしゃられたようにやっぱり単身の高齢者の方の申込が 6割ということで、さっき説明もありまして、全体が上がって いくうえに、新しく入られる方もご高齢の方々が多いというこ とで、私たちはこれまでも住生活基本計画そこがしばりになっ ていると思うのですけど、町全体の活性化を自治能力だとかを 上げていくには、施策的に、今の住宅構想の中でも、世代間ミ ックスを掲げているけれども、なかなか難しいかなというとこ ろではあって、やっぱり町単位で大きい住宅、町単位で年齢構 成の調査とかはされているのですかね。住宅単位というか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。入居の際に、年齢等は勿論入居要件としてございます ので、調べているところではございますし、統計も全体として はとっているところではございますが、団地単位での年齢層の 把握というのはしていないので、これから様々研究をしていか なければと思っております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 その街というか、住宅がどういう年齢構成となっているか、 データを取ることが必要ではないかなと思います。

それで、いつも審議会委員を長くやらせていただいているので、一番苦労されていると思われるところの方々に、住宅が行き届くような追加あっせんの取り組みがされている訳ですけれども、それは、このあとの議題ですね。

またそれはその時言いますけれども、なるべく全体の高齢化を止める方策として、新しい住宅を作るとか若年層も入れるとかそういう応募者枠が必要じゃないかなと。街のいきいきとした自治能力とか活性化とか考えていくと魅力ある横浜市を作るという点でも必要じゃないかなと思っているので、いつものことですが、新しく作っていただきたいと述べさせていただいておきます。以上です。

会 しにございますか。

会 長 〇〇委員。

## 

直接、口頭で説明いただいたところではないのですが、資料でついている今年度4月募集状況表を拝見しました。

こちらでは、募集戸数に対する応募者数、倍率などが出ていて傾向が実績値としてわかりやすいのですが、これを見ても、小さい表ですけど、一番最初のところに行政区単位の申し込みができる場合の募集戸数、応募者数、倍率と出ております。

私は鶴見区出身といいますか、鶴見区選出なものですから余計気になってしまうのですが、行政区単位を見ますと、区によって非常に格差というか開きがありまして、鶴見区などは倍率が 53.3 倍なのですね。一方でこれどっちがいいという話ではないと思うのですけど、1を切っている区も見受けられます。

この辺については、どんなふうに考えてらっしゃるのか。

私も身近な人達の市営住宅に入りたくても本当に入れない と、もう何年も申し込んでも、特にまあ今住んでいる鶴見でと いう風に希望されると全く無理ということを何年も何年も聞 いております。

それは鶴見ではなくて全市とか条件を変えることで可能性は上がりますよということは、ご説明しますけれども、こういう状況はずっと続いているわけです。

その辺についてはどのように考えてらっしゃるのか。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長

まず大前提といたしまして確かに毎回募集をする中で、応募 倍率が高いのはニーズの表れだと考えておりますので、これか ら私共の方で、例えば、市営住宅の再生であるとか、借上住宅 の借上契約の期間更新とか、考えるときに念頭に置かなければ ならないという風には思っております。

一方で、令和2年2月の本審議会でもご案内させていただいきましたが、どうしても鶴見区だとか西区であるとか中区であるとか、そういったいわゆる都心部にある住宅というのは高倍率になる傾向があるのかなと感じました。

その中では本市に市営住宅が3万1,000戸ある中で、昭和40年代に作られた1,000戸を超えるような大規模市営住宅が5住宅ございます。

どうしても瀬谷区や都筑区、栄区といったところに固まっていて、パーセンテージで見ますと、3万1,000戸のうちの40%

近くが、その1,000戸以上の5住宅で占めている状況です。

こういった住宅については、しっかりとこれから市営住宅運営の在り方の中で、活用といいますか市民の皆様に利用していただく必要があると思いますし、一方でやはりニーズの高い、最初の話になりますけれども、委員のおっしゃった通り、やはり高い倍率となっているところは少しでも是正されるような考え方をしていければいいかな、というふうに考えています。

会 長 ○○委員。

○ 委員 実際高い倍率のところを、高くないようにするというか、今、 是正する方向で、とおっしゃったのだけれど、是正されている のですかね。是正されていないと思うのですね。

> これは、事務の募集要項のことを直接審議する場なので、こ こで直接具体の話にはならないのかもしれないですが、ただ全 体の方針といいますか、市営住宅の在り方を今後考えるうえ で、確かに直接建設のものは、もう難しいだろうと。

> 特に密集していたりすると、建設の条件とかも難しく大規模なものは作れないと理解しますが、借上住宅を、やっぱりこういうニーズが高いけれどもそれに応じられていない地域で、積極的に借上住宅を増やしていくということや、一方で倍率が1を切ってしまうというのはなぜなのか。それは、その住宅の交通アクセスなのか、周辺環境なのか、それはそれについての分析をすべきだと思うんですね。

それがもし交通アクセスなのであれば、それは建築局だけでできることではなくて、交通局や様々な市全体としての施策が必要だと思いますが、1を切っているということ自体に関しても、それは逆にニーズに応えられていない何かがあるということだと思うのですね。その辺は、どのように考えて、進めていこうとされているのか。どこまで議論できるかわかりませんけれども。

市 営 住 宅 課 長 はい。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 おっしゃる通り1倍を切る住宅もいくつか存在する中で、まさに住宅の魅力を上げていくことが大切だというふうに思っております。一方で、交通アクセスの不便なところを便利にするというところは、建築局だけでできるものでないというふうに考えております。

しかしながら、やはり市営住宅が使われていないというのは もったいないことではございますし、一人でも多くの市民の方 に利用していただきたいと考えておりますので、市民の皆様に お配りしている募集のしおりの中でも、比較的倍率が低いなと 思われるところは、最近では写真を載せて魅力を周知させてい ただいて、結果としては、倍率が1倍を超えるような状況にな っています。

あと一方で、後程の報告事項にも出てまいりますけれども、 令和2年10月募集から始めました、追加あっせんという仕組 みの中で、空き住戸であったところが、全市募集もしくは行政 区単位募集で、補欠になった方たちに、次にご案内することで、 1倍を切るような住宅については、しっかりと利用していただ けるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 横浜市の住生活基本計画に基づいて、ボリューム感などをもってらっしゃるということは理解しておりますが、市営住宅の果たす役割といいますか、まちづくりにおける役割や、世代間の話もありましたけれど、今の市営住宅が十分にその役割を果たせているのか。そこをぜひ検証していただきたいと思います。

それでたまたま今、区による倍率の激しく違う状況というのを一例にあげましたけれども、例えばこういうことが長年続いていることが、市営住宅の果たす役割を、区によって果たせているところがあったり、果たせていないところがあったりというのもおかしな話だと思うのです。横浜市民であるけれども、やはり非常に広い18区の中で簡単に移動はできませんので、そうした時に市民のニーズと社会的な役割というのが、現状で市営住宅が果たせているのだろうかということを、ぜひ検証していただきたいなと。

最低限、福祉とかセーフティーネットとして、住まいをきちんと提供するというのが必要な責務だと思いますので、その点からもこの状況は、私はちょっと疑問に感じます。それはたとえば、もう分量をこれ以上増やさないとか、分量を維持するという大きな方針があって、その中でやりくりするとこうなってしまうということもあるかもしれません。でもそうだとすれば、分量を抑えていいのかということも含めて、分量を抑える

ありきで、その中で何ができるという話ではなく、果たすべき 役割と市民から求められているところを対比できているのか というところから考えていただいて、そのうえで分量はどうな のかというふうに立てられるのではないかと思うので、そうい うふうなことをぜひ進めていただきたいなと思います。

会 意見でよろしいですか。

会 長 ほかにございますでしょうか。

会 長 ○○委員。

○ 委員 事務局の助け舟をするわけではないですけれども、今の一連の話を聞きながら、私も5、6年委員をさせていただいていて、適材適所でうまく住宅が供給されているかという話というのは、すごく重要な案件でここの会議だけでは多分結論がだせない内容だなと思いつつ、一方で住宅政策審議会の方では、セーフティーネットとしての市営住宅のビジョンみたいなものには、基本やっぱり財政的なものがあるので、全てを綺麗にするみたいなことはできない中で、できるところできないところ振り分けていくみたいな議論をしてきて今に至るというふうに

理解しています。

その中で、冊子の方の別紙の概要の2枚目に、過去5年間、 色々事務局の方が試行錯誤されている取り組みで、例えば最初 は、申込みに対して辞退者が多いから、なるべく辞退者を減ら すようにしていこうということや、あるいは私も他都市の方の 住宅政策に絡んでいるのですけど、優遇倍率というのは横浜市 ほど進んでないというか、子育ての方々に倍率を与えるみたい な、そういうことをニーズがありそうな場所におさえていくみ たいなのは、割とすごく試行錯誤されている印象があります。 フォローしているわけではないのですけど。

ただ一方で、やっぱり、ちょっと矢継ぎ早に色々なことを試してきている経緯が、これはいつも事前の打合せの時はさせていただいているのですけど、例えば、この住宅は全戸やるよとか、ここはこうしようみたいな話が毎回毎回の中で出てくるというときに、この資料1-3のところでいう過去の倍率は、もうかなりスペックとしては、データベースができているはずで

すし、場所によって住宅があればだれでも入るというものではなくて、周辺環境だったりとか、教育環境だったりとか、雇用環境だったりとか、その辺の別のデータと合わせながらやはり住宅の方針みたいなものは、むしろ今お話があったまちづくり部局や、あるいは区と調整しながら進める案件だと思います。

そろそろデータベースと政策の取り組みのターニングポイントがいくつか溜まってきていると思いますので、すでにデータベースでいろいろと調整されているというふうには伺っているのですけども、何らかの段階で報告というか丁寧に議論しつつ、必要に応じては、住宅政策の方のいわゆるセーフティーネットの今後の方針みたいなものを横浜市として挙げていく案件ではないかなと思いますので、せっかくのよい機会ですので発言をさせていただきました。意見です。

よろしくお願いいたします。

○○委員。

○ 委員 まず単純な質問で、選考審議会の話とちょっと外れるかもしれないですけど、これまできめ細かく区分をしていただいて、住宅のニーズに応じた丁寧な募集の仕方をされていると思うのですけども、単純に抽選が非常に大変だなと感じたものですから、どういう方法でというのは、先程資料を拝見すると終わりの方に載っていたりしましたけれども、ちょっとした単純に疑問なのですが、あとその倍率優遇の 20 倍というのはどんなふうに抽選の時に反映されるのかどうか、技術的なこともあると思うのですけど、ご質問を。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 抽選についてお答えさせていただきます。

かねては区分ごとに1から連番の球を振って、聞くところによると、1つの区分で1,000回回したとかもあったと聞いておりますがそれは確かに大変な事です。

今の抽選の方法は一連番号方式というふうに申している訳ですけれども、通常は一つの抽選、どの区分を申し込んでも、1から連番の特定の番号を1つだけもらうことになっております。

2番目のご質問ですが、例えば、抽選倍率が20倍優遇といっ

た場合には、その次から、前の人が例えば、10番の番号をもらっていましたら、次の11から12,13,14,,,と30番まで、20個連番番号を受け取ることになります。募集戸数650戸になり、実際には5,000人くらいの方のお申し込みになりますけれども、その中には、抽選番号を3個もらったりとか、10個もらったりとか、20個もらったりということがありますので、最近の例ですとだいたい1番から連続して40,000番くらいの番号を全員の方が一連でもらうことになっております。募集区分にかかわらずもらうことになります。

その中で、抽選機を回しまして、後程資料の後ろの方に出てまいりますけれども、1から40,000何番の数字を一連で、1番2番と優劣を、例えば一番優等の番号が40,000番であったり、その次の番号が40,001番であったりとか、そういうような番号の優劣を決めまして、そのうえで、募集区分、例えば、何々住宅に入りたいという方の中で、より優等の番号を貰っている人から、その人数分だけ当選するという仕組みでございます。長くなりました。申し訳ありません。

このやり方にしますと、非常に多くの区分を設けているわけですけれども、万の桁を5回回せば済むようになり、あと、千、百、十、一と10回ずつ合計45回の抽選機回転で済むというメリットがございまして、実際抽選の日も1時間くらいで、終わることができたところでございます。

会 長 よろしいでしょうか。 ありがとうございます。

 ○ 委員 もう一問すみません。10頁に抽選会のことがありまして、 去年もコロナになってから関内ホールではやるけれども、インターネットで抽選結果が発表されるということで、私の所にも自分何番なのだけれども見てもらえないかということで、インターネットで番号を見てお教えしたのですけど、これは発表の仕方がちょっと書いてない気がするのですけど、当たった番号はどういう形でインターネット以外では見られるようになっているのか教えてください。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 まずインターネットの中で抽選をしている状況をリアルタ イムでお知らせする訳ですけれども、その結果に基づいてコン ピューターによる当選番号を、インターネットの画面の中で、 全部スクリーンでお知らせするような形にしております。 そのうえで終わりましたら、例えば市庁舎の掲示板に、午後に なりますけれども貼り出すということでお知らせもしており ます。併せて当然のことながら応募の方全員に落選・当選のお 知らせをしているところでございます。

市 営 住 宅 課 長 区役所の掲示板への掲示は行っておりません。

○ 委員 高齢者の方は皆さん早く知りたいし、すぐ郵送などでお知らせをいただくとは思うのですけど、区役所に貼り出していただけるようなことは出来ないのかなと。インターネットを見てほしいと言われた時に、その後は「市役所に貼り出します」ということだったので、出来ればお近くの所で見られる方法がないのかなと思いました。もし改善できればよろしくお願いしたいと思います。

会 長 市営住宅課長

市営住宅課長 私も気づかなかったところでございますので、検討させていただいてもよろしいでしょうか。

○ 委員はい。

会 しにございますでしょうか。

ではほかに発言もないようですので本質問については質疑を終了し採決を取ることにご異議ございませんか。

それでは採決いたします。採決の方法は挙手といたします。 本件については原案の通り可決することに賛成の方の挙手を 求めます。

全 委 員 (全員挙手。)

会 長 全会一致と認めます。

それでは令和3年10月横浜市営住宅入居者募集の実施、および入居者選考基準については、以上のとおり決定することといたします。

ただ今の決定に基づき、市長に答申をする必要がありますが 案文の調整は会長に一任願いたいと思います。ご異議ございま せんか。

全 委 員 異議なし。

会ではそのように取り扱わせていただきます。

その他何かございますか。ご質問等ございましたらお願いいたします。

会 長 ○○委員。

会 長 報告事項に関連することでございましたら後ほどお願いい たします。

では続きまして次第 1、(5)報告事項について事務局の説明を求めます。市営住宅課長。

市営住宅課長

はい。それでは続きまして頁をおめくりいただき6頁の資料、15頁、報告事項の説明をさせていただきます。

今回は4件ございますが、恐れ入りますけど4件を連続して説明させていただきます。

15 頁の資料 2、市営住宅の一時提供についてご覧ください。まず 1 の「東日本大震災の被災者への支援について」ですが、福島県の原発避難指示区域等内からの避難者につきましては福島県からの要請に基づき、2世帯の方に対しまして市営住宅を応急仮設住宅として無償で一時供与しています。現時点での供与期間は令和4年3月31日をもって終了する予定ですが、今後国から例年のような供与期間延長等に関する通知がありましたら内容を踏まえて対応してまいります。無い場合には3月末までに避難者の意向を確認したうえで避難者が特定入居を希望する場合、それに沿って対応していきます。避難者世帯の内訳につきましては本文下の表のとおり、いずれも大熊町から避難されている方になります。

続いて2の「コロナ禍により住居を失った方への支援について」ですが、令和2年4月に国から発出された通知に基づきまして新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、解雇や収入の大幅減少により住まいの確保が困難になりました方を対象としまして、令和2年5月1日から市営住宅の一時提供を行っています。

その後、前回令和3年2月の入居者選考審議会におきまして、終息が見通せない現下の状況を踏まえて、一時提供期間延長を予定していることなどにつきましてご案内しましたが、現在の受付期間は令和4年3月31日までとなっており、一時提供の期間は最長24か月までとしています。

その下には参考資料といたしまして、提供状況をまとめた表

を掲載させていただきました。8月 15 日現在で問い合わせは91 件ございまして、これまで入居いただきました世帯の数、延べ入居の欄になりますが22 件となっております。また現在入居中の件数は19 件で入居中世帯のうち入居期間の最長は14 か月となっております。

なお、おめくりいただいて 16 頁が令和元年度からの一時提供状況の推移を事由別に示した資料、その後の 17 頁、18 頁にお付けしました参考資料は、一時提供期間を最長 24 か月まで延長し申し込み受付期間を令和 4 年 3 月 31 日まで再延長したことの記者発表資料でございますので、後ほどご確認ください。

最後に3の「災害等により住居を失った方への支援について」ですが、災害、DV被害、犯罪被害等により住まいの確保が困難になった方を対象として市営住宅の一時提供を行っています。確保している住宅数は52件ですが現在入居中は5軒となっています。報告事項1点目の説明は以上となります。

続きまして資料3、19頁の資料3、資料「追加あっせんについての状況について」をご覧ください。

まずは1の概要でございますが、本市市営住宅の応募倍率は 直近で約8.3倍という倍率でございますが、住宅ごとで見た場 合には倍率が1倍にも満たない募集割れとなる住宅も生じて おります。この募集割れ住戸を活用し、より困窮度が高いと考 えられる全市単位を含んだ広い意味での行政区単位募集の応 募者を入居に繋げていくための追加あっせんの実施につきま して令和2年8月の入居者選考審議会にお諮りさせていただ き、実施に向けた答申をいただきました。そして令和2年10月 募集から実施させていただいております。

今後の募集業務の改善に向け、これまでの実施状況につきま して報告させていただきます。

2の追加あっせんの実施状況でございますが、追加あっせんの行政区単位募集に応募した補欠当選者に対して、住宅単位募集で募集割れとなった住戸をあっせんすることにより行います。令和2年10月募集におきまして追加あっせんの対象となる募集割れ住戸が42戸発生したのに対しまして対象となる補欠対象者は39世帯でしたが、各住戸の募集区分と補欠対象者の属性を突合した結果、追加あっせんをご案内できた件数が7

件に留まりまして、実際に入居となった件数は1件となっています。

なお直近の令和3年4月募集におきましては、募集割れ住戸は31戸に対して、対象となる補欠対象者は55世帯発生しております。6月の抽選会を経て現在は当選者の資格審査を行っているところですので、今後補欠当選者の有効期限である令和3年9月30日までに追加あっせんを実施してまいります。

3の追加あっせん制度を含めた募集事務の改善でございますが、令和2年10月募集における追加あっせんの案内件数が7件に留まり、追加あっせんの対象とならない住戸が35戸残ったことから運用改善を行います。

また募集倍率が直近の令和3年4月募集におきまして 20 倍を超える区分が 35 区分ある一方で、18 区分で募集割れが発生するなど二極化しておるところです。引き続き追加あっせんの運用と募集倍率の分析を継続し、課題をより正確に把握しながら、より一層の空き住戸活用に向けて募集事務を改善していきたいと考えています。報告事項2点目までの説明は以上でございます。

次の頁の資料 4、「アフターコロナの市営住宅抽選会のあり 方について」をご覧ください。

1の「趣旨」でございますが令和2年募集、4月募集より新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、市営住宅抽選会を無観客開催及びユーチューブライブ配信を継続したいと考えております。

2の「これまでの無観客開催における課題」でございますが、これまで3回の抽選会を無観客で開催しましたが、観客が来場する場合と異なりまして、抽選会開催の必須となる4名の立会人につきまして当日の来場者にお願いすることが出来ません。そのため直近3回につきましては応募者の中からランダムに抽出した方に事前に連絡し、立会人になっていただきたいことを個別に依頼しましてご了承いただいた方々に抽選会当日に来場していただきました。

しかしこの方法では立会人のご足労がご負担になることや、 仮に当日のご都合により立会人が4名揃わない場合に有効な 抽選会が開催できず、不調となるリスクがあることなどの課題 が分かりました。 そのため、3のアフターコロナの市営住宅抽選会の有り方で ございますが、上記の課題とユーチューブライブ配信によりイ ンターネットに公開されることとなった現状を踏まえると、以 前に比べて抽選会に立会人を求める意義は薄れていると考え ます。

しかしながら一方で、立会人として第三者の人の目で直接見ていることが当然の担保になっているという面もございます。 4名の立会を求めることが市営住宅条例施行規則により定められているところでございますけれども、この規定は、抽選会来場者があることを前提としており、今後無観客実施を進めるうえでは何らかの規定の改善が必要ですので、例えば立会人の立会の4名という人数に関する規定は柔軟に行えるようにするような趣旨となる規則改正をしたうえで、当日はそれ以上の申込者にご来場いただきましてその全員の方に立会っていただくような運用を検討してまいりたいと考えています。項目事項3点目の説明は以上でございます。

続きまして資料 5、「市営住宅募集のデジタル化推進について」をご覧ください。この項目につきましては、管理係長の高橋よりご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

高 橋 係 長 では、引き続き資料 5 「市営住宅募集のデジタル化推進につ いて」をご説明させていただきます。

まず1の概要でございますが、総務省により令和2年 12 月 25 日に策定された自治体DX推進計画を参考に本市では行政手続きオンライン化の検討を進めています。市営住宅募集においては既に抽選会の無観客開催、ユーチューブライブ配信を実施していますが、市営住宅応募者の更なる利便性向上に向けて、以下の通りデジタル化を推進していきたいと考えております。

なお、市営住宅応募者には従来通りの方法を希望する方も多いと想定されますので、デジタル化を進めたとしても従来の紙による応募方法を廃止せず、併存していきたいと考えております

続いて2、「市営住宅募集におけるデジタル化の推進状況について」でございますが、まず(1)、募集のしおりについてです。

市営住宅募集については募集のしおりという紙の冊子を募集回ごとに発行し、区役所や地区センター、行政サービスコーナー等で配布しています。また参考資料としてこれまでの募集のしおりのPDFデータを横浜市住宅供給公社のホームページに公開しています。これまではこのような状況でございましたが、今後は後述する応募申し込みのデジタル化と併せまして、QRコードをポスターに掲載することにより、街中でポスターをご覧になった方々がスマートフォンなどを利用して容易に募集のしおりデータにアクセス出来るようにしていきたいと考えてございます。

続いて(2)「応募申し込み受付について」でございますが、 これまで市営住宅の申し込みについては紙の募集のしおりの 封筒に同封されました市営住宅入居申込書に記載をいただい て、84円切手を2枚同封し専用の封筒で郵送していただく必要 がございました。

しかしデジタル化推進の応募者の利便性向上の観点から、令和3年10月募集からは、横浜市電子申請システムを利用したインターネット申し込みを試行開始したいと考えてございます。ここで実際に、現在作成中のインターネット申し込み画面のイメージについて正面のスクリーンをご覧いただきたいと思いますので、スクリーンの方をご覧いただければと思います。

こちらは現在作成中のものですので、市営住宅申し込みテストと書いてございますが、実際に公開した場合は市民の方にご覧いただく画面のイメージでございます。システムとしては、横浜市役所で各種の電子申請において使っております、電子申請システムを利用したものです。

申請日やお名前、性別、生年月日などをご記入いただいて、下の方にいきますと、市営住宅、どちらに申し込むかという地域コードや、申し込みの資格、単身の方については60歳以上とか生活保護受給であるとか障害があるとか、このようなところを選んでいただきます。

また優遇がある方には申し込む区分を選んでいただくということになります。単身ではなく、同居人がいらっしゃる方は、同居人についての情報を、このように記載してございます。

今回作ってみたところ、ご覧のように少し縦長になってしま

いますので、紙の場合には同居人5人まで記載出来るのですが、このあたりどれくらいが適正かというのを調整しながら、 仮にこのシステム上に入らない場合には、ファイルを添付していただくなどの方法で、少しでも記載が楽になるように今、開発をしているところでございます。

ではシステムのデモは、こちらで一旦終了させていただいて、資料の説明に戻らせていただきます。お手元の資料、21頁の(3)「抽選について」をご覧ください。

これまでは応募者の方が送付していただいた 84 円切手を使用して「抽選番号通知」及び「抽選結果通知」をこちらから郵送をしていました。

しかし、インターネット申し込みでは切手をいただかないこととしますので、インターネット申し込みされた方々については電子申請システム、今ご覧いただいたシステムの方で入力していただいたアドレス宛にEメールで、抽選番号と抽選結果をお送りするという方法で対応したいと考えてございます。

なお抽選会につきましてはコロナの状況がありますので、当 面は無観客インターネット配信を継続したいと考えています。

最後の(4)「入居資格審査書類の提出について」でございますが、当選された方には書類提出に加えまして必要に応じて聞き取りや面談を行うことで住宅困窮状況や世帯の状況、収入状況等の入居者資格を確認しています。

この資格審査においては、審査書類が多岐にわたることや、 審査を慎重かつ厳選に行う必要があることからデジタル化に ついては慎重に協議していく必要があると考えています。お手 元の資料の説明は以上でございますが、この後のご議論の参考 としていただくために、本日もう一つスクリーンの方の資料を 用意してございます。

募集割れ住宅の一例ということで、先ほどの追加あっせんのところなど、これまでのご議論で倍率の話もございましたが、 実際に募集割れとなってしまった住宅の一例を写真でご覧いただきたいということでご用意したところでございます。

ではまず、「グリーンヒルソウブ」という瀬谷区の住宅でございます。こちら平成 10 年度供用開始でございまして、全体で39 戸の住宅なのですけれども、そのうちの15 戸を市営住宅として借り上げてございます。ちなみに、残りの24 戸はオーナー

様が直接一般の賃貸住宅として貸し出していらっしゃるとい うような住宅です。

ご覧のように、見た目は民間の賃貸住宅と同様で、右側の写真がエントランスを撮ったものなのですがオートロックも付いています。こちらの住宅なのですけれども、過去3年合計6回募集して連続で募集割れしているような状況にございます。ちなみに地理的な状況がこちらでございまして、瀬谷区の中でも相鉄本線希望が丘駅から1.8 キロ、歩くと21分くらいかかるという状況なのですが、三ツ境駅からバス便も出ているような住宅です。

今回募集割れになっている部屋としまして、間取りがこの様な形で1 DK、44 平米の部屋でございます。上が玄関で下がバルコニーという感じなのですが、この後、写真をご覧いただきます。まず玄関です。この赤矢印が写真を撮った方向を表しています。以下同様でございます。ご覧の通り、高齢者向けの住宅ですので、段差が比較的無くて、手摺がついているというような仕様です。部屋の中に入ってみますと、こちらDKから和室を覗いた状況ですが、ご覧の通り段差が無くですね引き戸のような造りになっています。バスとトイレです。こちらもそれぞれ、中に手摺がついていて、高齢者の方に使い易いような造りです。トイレが折れ戸になっていて段差が無いような造りになっています。

洗面台です。少し段差はありますけれども、洗面台の足元を ご覧いただくと少しへこんでいて、車椅子の方でも使い易い仕 様となっております。

高齢者用住宅は多少の違いはございますけれども、このよう に高齢者の方が暮らし易い様な配慮がされております。

次に FUJI ビューグランドハイツ、戸塚区の住宅で、平成 10 年度管理戸数は 13 戸で、3回募集して2回募集割れしているような状況です。立地は、このように東戸塚駅から1.2 キロ、徒歩15 分の所でございまして、環状2号線と国道1号線の交差点のそばというようなところです。こちらの間取りが2DK48.3 平米でございますけれども、中をご覧いただくと同様に、このように玄関に手摺が付いており、玄関から室内に、いわゆる振り分け式というのでしょうか、右と左に部屋がございまして、右側の部屋に入るとこのような形、洋室が一部屋、で左側

に入るとここはDKですね、DKから左手前に来ると和室とこのような形で、6畳ですかね。こちらもバス・トイレには手摺が付いているというような造りです。

最後になりますがセントラルヒルズ、泉区の住宅でございます。こちら平成12年度の供用開始でございます。過去4回の募集で3回連続募集割れをしてしまっているというような所です。場所としましてはこちら相鉄いずみ野線弥生台駅から13分程の所でございます。こちらも玄関からずっと手摺が繋がっていて、廊下から室内に戻りますと、このような感じで全ての部屋がフラットに入れます。

一番奥から玄関側を見ますと、このように室内全てフラットになっています。DKはご覧のような形です。

バス・トイレには、こちらも手摺が付いているというような 形でございます。

本日、これらの住宅をご覧いただいたのは、いずれもご覧いただいた通りアクセスは多少不便ではございましたが、どの住宅 比較的新しく内装は綺麗で暮らしやすい造りになっているかなと思います。これらの住宅は募集割れになってしまっているのですが、私共としては、既存ストックを活用するための工夫としまして、こういった住宅の写真などの情報を市のホームページで発信をしまして、募集のしおりにQRコードを付けることなどで、応募者の方が比較的簡単にアクセス出来るようにしながら、応募に繋げていきたいとこのような広報の工夫も考えているところでございます。

長くなりましたが、報告事項については以上でございます。 よろしくお願いいたします。

長 はい。ありがとうございました。説明が終わりましたので質 疑に入ります。報告事項についての質疑がございましたらお願 いいたします。

○ 委員はい。資料2の「市営住宅の一時提供について」のところで、 2番目のコロナ禍により住宅を失った方への支援についてということがございました。

> 確かに大変な状態で問い合わせがあったのだなというふう に思うわけですけれども、問い合わせのわりに、実際に入居し ている人というのは意外と少なかったのかなというふうに思 いますが、このギャップは例えば、入居資格がないとか、色ん

会

な状況があると思うのですが、どのように分析されているのか 教えていただきたいと思います。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長

コロナ禍により住居を失った方への支援につきましては、最初の前提でございますが、まさに失職をしたとか収入が減って今住んでおられる民間住宅の家賃が払えなくなったとか、そういった理由で一時使用していただくもので、本来市営住宅の入居要件を必要としているものではないので、ご相談を受けながら、全市で60戸用意させていただいている住宅の中で選んでいただくことで、運用させていただいています。

利用されたいという方は、あらかじめ用意しているものなので、ご希望される場合には内見も出来ますし、そのうえでお決めをいただいているというところでございます。

その中で私共も市役所の一部門として、他にも区役所の生活 支援課の方でご案内をしております住宅確保給付金の制度も 広く福祉部局の方で周知していると聞いていますので、そうい った中で市営住宅、コロナ禍の中で収入が減った方それぞれの 生活で、住居確保給付金を選んでいただいている方もいらっし ゃれば、このコロナ禍の中で一時使用していただく方もいらっ しゃるというふうに捉えております。

そういった色々な制度がある中で、色々な状況の方がいるので、委員の最初のご感想をいただいた通り思うほどは、数が伸びなかったのではないかというふうに考えております。

○ 委員 ありがとうございます。それと、追加あっせんの実施の状況ということで、これについても、追加あっせんをしても意外と埋まらないなという感じがいたします。

先ほども写真で見せてもらったとおり、少し公共交通機関の 最寄りの駅から離れているのかなとか、色々ありますが、今の 所、例えば平坦だったら行けるけど坂があったら行けないとか あると思いますが、この募集割れしている住宅は、どういう状 況なのか、そのあたりの全体について、概略で結構ですので教 えていただきたいのですが。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 1つ目は募集割れとなるような住宅がどういうことかとい うことでございますけれども、全般、一昨年度に当審議会で報 告した、坂の上にあるとか、最寄り駅からだいぶ遠いとか、そ ういったところが募集割れになり易いかなと考えています。

あと、全市的にみれば、やはり都心部よりは比較的郊外部の 住宅において、募集割れが生じるかなと考えております。

もう1つは、委員がおっしゃった追加あっせんについては、 今、試行的に始めているところではございまして、結果として、 先ほど述べさせていただいた、中々属性が合わなかったという こと。具体的には改めて、例えば、世帯向けの住居が募集割れ した時に、単身者の方を入れることが出来ないということで、 追加あっせん出来なかったということもございます。

その中で、昨年度の末の例で申し上げますと、7件のご紹介をしたけれども実際にご紹介したところ、入居は1件しか繋がらなかったのかなと思っております。

私共も、試行的に始めたところではございますけれども、もっと空き室をしっかりと利用していただきたいと考えておりますので、今後については、追加あっせんを、全市募集と行政 区募集という枠の中でやっておりますけれども、少し拡大する 方向を考えてもいいのかなと思っております。

会 長 ○○委員。

 ○ 委員はい。ありがとうございます。先ほどの追加あっせんの中で 定員割れしているところもそうなのですけれども、先ほどの写 真で見るような、民間がやっているようなことをやると、何と なく興味を引くかなというふうにも思いますので、ぜひご検討 いただきたいなというふうに思います。

それから最後にしますが、21 頁のデジタル化推進というもので、今回その申し込みをデジタル化していこうという感じなのですけれども、私も以前この募集のしおりを見た時に、読み込むのは結構大変だなというふうに思ったところがありました。

ですから、ただ単にデジタル化に乗っけるのではなくて、その人が例えば自分が申し込みたいところをクリックすると、この人が申し込めたらこういうところがどんどんどんどんだられるようにという工夫というのが必要なのではないかなというふうに思います。いわゆる民間の色んなショッピングの申し込みじゃないですけれども、そういうふうにぜひ、ご検討いただきたいなというふうに考えております。いかがでしょうか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 やはり時代の流れの中で紙だけではなく、オンラインで手元

で色んな申し込みができるということが全国的にも、総務省で DXということも述べておる中で、進めなければいけないかな と思っている中で取り組んでいるところでございます。

今回、先ほどご覧いただきましたオンラインでの入力によって申し込みしていただける方法も、市役所における既存のシステムを使っていくということで、コストが殆ど掛からずに、出来るもので始めていきたいということでございます。

今回初めてこの結果を見てどれくらいの利用者といいますか、ご希望にボリュームがあるかというところも踏まえて、今 委員もおっしゃったとおり、少しニーズが大きければコストを 掛けてより便利なシステムということも必要に応じて考えて いくことが出来ればいいかな、と考えております。

会 長 ○○委員。

○ 委員 ぜひよろしくお願いしたいと思いますが、こんなことは無いとは思いますが、この間のコロナワクチンの申し込みじゃないですけど、あんなに沢山ではないので、ただやはりある程度予想してデジタル化でやったけれどもなかなか繋がらないとか、動かなくなってしまったということだけは避けていただきたいなというように思います。これはお願いです。

先ほど○○委員が少しお話していた件でお聞きしたいのですが、抽選結果について個々にもお知らせするというのは、抽選した日から何日後に届くのですか。何日後に本人宛に発送されるかということですけれども。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 はい。目安でございますけれども、抽選後2週間後位に郵送 させていただいているところでございます。

会 長 よろしいでしょうか。他にございますか。○○委員。

○ 委 員 はい。ありがとうございます。最初にコロナ禍にて住宅を失った方への支援について伺います。

最終的に入居中の方は 19 件ということで、お問い合わせは 91 件ということだったのですが、今住んでいるところの家賃を 支払えればいいということで、住宅確保給付金などもあって利 用していたりなどが結構あるかなと思うのですけど、最終的に お問い合わせされた方々がどうなったかというのは、市営住宅 の方で把握されているのですか。

その方が最終的にはどういう結論になったかという、入られ

た方は 19 件ということなのですけど、あとの何十件の問い合わせについての結論、最終的にその方々はどう決着がついた、決着というか住まいを失った方っていう方への支援なので、どう住まいが確保されたのかっていう確認をされるのかどうかということです。

会 長 はい、管理係長。

管 理 係 長 問い合わせいただいた 91 件の方々のその後を把握しているかというご質問でございますが、この 91 件につきましては、制度の内容について匿名でお問い合わせいただいたものなどを含んでおりますので、91 人の方全ての行く末を把握している訳ではございません。

会 長 ○○委員。

○ 委員 分かりました。相談で様々な生活支援課と繋がりながらというふうにおっしゃられたので、横浜市として続けていただきたいと思います。

もう1つ追加あっせんについてなのですけど、去年のところで、最終的に 42 件発生したのに対して実際入居は1件という事ですよね。ということは、41件は空き住戸のままであるということでよろしいですか。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長 その通りでございます。

会 長 ○○委員。

○ 委員 そうなると、先ほど見せていただいたとても綺麗な、オーナーさんがお持ちで、一部は市営住宅にというものであったり、全体が市営住宅、これも借上かなと感じたのですけど、では41戸全部ではないかもしれませんが、横浜市が独自に直接建設のものもあるかもしれないのですが、オーナーさんからの借上となると空き住戸の家賃は保証されるということでしょうか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 借り上げ市営住宅のオーナーさんがいらして、それは市役所で一括して借上げたうえで、更に入居者の方に貸し出す方式でございますので、借上げ市営住宅のオーナーさんは元々決まった通りの契約通りの家賃を市役所からお支払いしているというところです。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 借上げのオーナーさんにとっては不都合が生じていないということは分かったのですけれど、41 戸の空きがあったということで、遠かったり、坂の上だったりするところは、若年の方だったりすれば、バイクで通ったり出来るので、例えば年度を限って、何回も募集割れが起きているというのはなかなか厳しいと思うのです。

また、今は高齢者も 65 歳を 70 歳に引き上げました。65 歳くらいだったらまだ余力があっても 70 歳以上になるとなかなか坂の上とか、少し距離があるというのは厳しいので、本当によく分析をしていただいて、出来ればせっかく横浜市が持っているものをフルで活用できるようにということです。

年度を限って、若年の方にもそういうところが貸し出すこと が出来るような検討もぜひしていただきたいと思います。意見 です。以上です。

会 長 他にございますでしょうか。○○委員。

○ 委員 最初の方からいくつかお尋ねしたいと思うのですが、まず市営住宅の一時提供についての、1番の東日本大震災被災者への支援についての部分。そもそも対象者が避難地域というのが縮小させられていく中で対象者が少なくなってきて、現状はこの2世帯という事なのだと思いますが、この文章では期間が来年の3月31日で終了となっていますが、それは地域として、もう対象で無くなるという見込みという意味、それとも国の制度でそうであるということなのですか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 現在、国からもらっている通知の中で、かつ、本市に住まわれている方の中では大熊町ということでございまして、通常では、ちょうど8月頃に、1年延長するという通知が来ています。あとおっしゃるとおり、少しずつエリアは狭くなってきているような現状がございます。この後、国から何らかの通知はあるとは思いますけれども、この制度そのものが無くなるものであるのか、更なる区域の縮小、もしくは現状維持であるのかというところは、今のところ分からないところです。

会 長 ○○委員。

うのは非常に不安な中でお過ごしであろうと思うのです。この 後、希望すれば特定入居が出来ると、家賃が発生するといこと ですよね。人数としては少ないかもしれないのですけれども、 大変苦しい状況にあって横浜市に避難してこられているとい うことですので、国の制度の問題はあろうかと思いますが、出 来るだけ家賃発生しないで、必要に応じて、横浜市に住んでい ていただけるように、そこは支援というか横浜市の独自の支援 でも結構ですから検討していただきたいと思います。

単に国が打ち切ったら横浜市も打ち切るよという事ではなくて、支援を受け入れている自治体として助けるという施策があってもいいのではないかと。特に原子力災害によって被災をされた方達ですので、私たち首都圏にいる者が支援するというのは当然のことだと思うので、その点はまず一度検討いただきたいと、お願いしておきます。

会 長 管理係長。

管 理 係 長 先ほどの課長からの説明で少し補足と、今いただいたことに ついての回答をさせていただきたいと思います。

まず補足の部分でございますが、例年8月に延長の場合、通知が来ているというご説明と、今後の方針についてはまだ分からないというご説明をしたのですが、これまで地域がだんだんと縮小されて現在に至っておりますが、過去に縮小された際の国からの通知は年度の当初、5月くらいに来ておりましたので、そこから考えますと今年度の縮小というのは考えづらいのではないかと予測をしているところでございます。

また、加えまして、この2世帯の方々の不安や、仮に打ち切られた場合のその後についてご要望についてご意見いただいたところでございますが、こちらの2世帯の方々については、私共職員も定期的にご意向の確認をさせていただいて、パイプといいますか、繋がりを持っている状態でございます。

個人情報もございますので、あまり細かいことまではこの場では申し上げませんが、特定入居をしたいというご意向を持って、10年こちらの団地でお住まいであり、地域との関係も出来ておりますので、仮に特定入居を希望するといった場合にはその方向で話が進むというものと想定しているところでございます。以上でございます。

会 長 はい、○○委員。

○ 委 員 はい。承知しました。経済的な支援という点で家賃を即発生 させていいのかどうかというところは検討していただきたい ということはお願いしておきます。

それから、コロナ禍によって住居を失った方の支援の所で先ほども質疑がありましたけれども、お問い合わせがあって入居が延べ入居で22件ということですが、これはいろんなお知らせを見て自発的にというか自主的にお問い合わせをいただくのでしょうけれども、福祉部局や、それから直接コロナのこの制度をもし知らなくてもいろんなことで相談をされた方に、こういう制度もありますよってことを十分に周知されているのかどうか。

そういう福祉部局や経済局などと、コロナで困っているという方に、連携してこの制度を十分知られたうえでこの件数なのかっていうあたり、どうなのでしょうか。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長

周知が十分この制度されているかについては、私どもで記者 発表などさせていただきながら、当然のことながら共有されて いるものと考えておりますけれども、引き続きしっかりと知っ ていただいて利用していただき、知らないから利用されなかっ たというふうにはならないようにしていきたいと思います。

会 長 ○○委員。

○ 季 員 記者発表しているからといって市民はほとんど分かりません。やはりいざ困って、相談に行った窓口でちゃんとメニューの1つにあるよということを示していただけるように、それは改めて、区役所や直接市民が相談に行く先、コールセンターかも知れないのですけど、そこにぜひ十分に周知をしていただきたいと思います。

それと、少しよく分からないのでお尋ねしたいのですが、コロナ禍の方用の住居ということで、記者発表資料の中に対象住宅というふうに付いていますが、例えば同じ資料で3番に、災害等により住居を失った方への支援で確保している住宅もあると、これは別々に確保している訳なのですか。その辺が例えばマッチングのことでいうと、やはり候補にあたる物件が多ければ多いほど、マッチングはしやすいと思うのです。

コロナ禍のこのケースは、マッチングだけが問題なのかちょっと分かりませんけども、そのストックといいますか対象にな

る住居が多ければ多いほど支援に繋がる可能性が高いわけだから、この災害等で住居を失った方用に取っておくのも大事だと思うのですけど、別々に確保しなくちゃいけないのかという所が少しよく分からないです。

会 長 市営住宅課長。

市営住宅課長

はい。1つ目は一時利用していただく前提として、まず市営 住宅としては目的外の使い方でありますから、これを広げれば 広げるほど通常の枠は減ってしまいます。そこはバランスを考 えながらこういうような設定をしていくというところではご ざいます。

その中で、やはりこう設定させていただいている住宅は、コロナにおいても災害においても比較的大規模な団地の中で、5戸とか 10戸とか、なるべく分散させてご用意させていただいており、今のお住まいから非常に遠いところに住まなければいけないということには、ならないようにしているところです。

あと今ちょうどおっしゃっていましたが、災害とコロナということで分ける必要があるかどうかの話でございますが、災害はまさに火事であったりとか水害であったりとか、身一つで出されてしまう世帯の方向けです。そういった方は、何もない状況で入られるので、まさに住むのに大切なものを既に備え付けてございます。そこをご案内して、すぐ入居ということです。

一方でコロナの事につきましては、基本的には、お手持ちの ものは持って引っ越してこられるという想定です。

もちろんコロナとしてご提供させていただく住宅でも、一般 の住宅と同じように備え付けのものは沢山ありますけれども、 基本的にはそういった方達に向けた、プラスアルファのものは ご用意しないで入居していただくというような状況の中で、今 のところ分けている状況でございます。長くなり申し訳ござい ません。

会 長 ○○委員。

○ 委員 じゃあそういう、ちょっと仕様が違うという事ですよね。用意してあるものがね。そこは理解しました。

で、一方では、これは先ほどの追加あっせん入居の話になるのですけども。募集割れだった住居がありますよね。そのタイミングとか、多分色々あるとは思うのだけれども、やはりその何というかストックの融通性と言いますか。ストックされてい

るものの一つですよね、このコロナ用に確保しているもの。それから一方で家具等が入っているという災害用の一時入居用。 それからもう一方で募集割れになったお部屋というのがある と。

例えば、その募集割れとなったお部屋を、このコロナで失った時のその対象にも含めるとかね。もう少しそのストックになっているものの流動性を高めるといいますか。そこはやっぱり、対象が有ればある程。先程仰ったように、出来るだけ例えばコロナで周りの方にもあまり遠くに行っていただかないのがいいっていうのは確かだと思うのだけれど。

一方で、この対象住宅というのは限られている訳で、対象がない区も沢山あるわけですよね。そういったことを考えると、そのストックの管理がちょっとこう目的別の縦割りになっているような印象を持ちます。

その、募集割れであったり、コロナ、災害であったりと。

そこの所を、ぜひ少し幅を広げてですね、困った時対象になった方が選びやすいようしていただきたいなと思います。

これは多分今ここに出ている数字と、もう一つほかに、退去 されて中のリフォームをしますよね。

リフォームしてあがってくるものっていうのも、一遍に出て くるという訳じゃないじゃないですか。

ある程度リフォームして、入れるよって状況になったものを 次の募集にかけるんだという事も分かりますけれども。

割と早い段階で、次の募集まで、半年間あるわけだから早い 段階でリフォームがあがって、貸せるよというふうになった時 があるのだと思うのですよね。

そういうものを、例えばコロナで困った時に、今あるのはこの50戸だけなのだけど、この中だけから選んで下さいではなくて、もっと沢山、対象に出来ますよと。

管理するのは大変かもしれないのだけど、もう少しそういう ふうに融通を利かせられないのかね、と思うのですけど。どう ですか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 災害で入る場合も、コロナで入る場合も、非常に急を要する 方でいらっしゃると思うので、あると思って入れないとなる と、非常にその方にとっては厳しいものになるのかなというこ とは考えております。とはいえ、そういう視点の中で、一時使用のための住戸を提供させていただいて、ここはもうそれ以外のものとしては使わない、公募には使わないというやり方で、希望する方には、急を要する方には、必ずそこに入っていただくという視点があるかと思います。

今、委員がおっしゃった通りで、空いているところも使う、 選択肢を広げるためにあるとは思います。

少し考え方を私の方でも整理しなければいけないと思いま すので、持ち帰りさせていただきます。

会 長 ○○委員。

○ 委員 よろしくお願いします。住まいのセーフティーネットというのは、本当に、人が人らしく生きていくうえで、非常に重要な要素だと思うので、その点が安心できると思うだけで、随分違うと思うのです。いざというなったとき。

なので、ぜひ、今その点は、検討をお願いしたいと思います。 あとこの追加あっせんのところのあたりで、きっとマッチン グが難しくて、入居できた方が1件というお話がありました。 資料を拝見しますと、募集割れ42戸に対して補欠対象者が39 世帯、これだと確かにマッチングが難しいのかなという感じが しますね。補欠対象者っていうのを、最初からもっと広げてお いておくというのはできないのですか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 落選した方にはこの追加あっせんはご紹介していないので、 おっしゃる通り、追加あっせんの対象となる補欠者の方が多く なれば、あっせんの機会が多くなると思います。

ほかの住宅部分の募集ですと、その時の募集のだいたい2割くらいを補欠者として、選定しておるわけですけれども、もともと追加あっせんの対象となる行政区分であるとか全市区分の、補欠者というのを少し多めにとっているところでございます。それも含めて、今回2回、追加あっせんをやる中で、引き続き色々検討しなければならないですが、補欠者の数も、検討していく必要があるかなという風に思います。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 この募集割れ 42 に対して、補欠 39 というのは明らかに補欠 が足りないと思うのですね。

だから、その募集割れになりがちな傾向というのは分かって

いると思うんのすね。どの区分とかどのエリアって。そうする と、そこに手を挙げていただけている方にはね、幅広く補欠に なっていただいて、せっかく手を挙げているのに、空いている のに、自分が落選していて、結果空家のままというのは、知っ たらがっかりする方がたくさんいらっしゃると思います。

だから、そういうことが起きないように、補欠になって結果何の連絡もなかったということは、がっかりする方もでるだろうけれど、そこはそのようにご理解いただいて、その場合はご連絡しますということで、補欠をもうちょっと増やして、ぜひ募集割れがそのまま空家になるということが、できるだけ無いようにしていただきたいです。

それと、アフターコロナにおける抽選会のあり方のところで、立会人のお話がありましたが、これは規則改正が必要だということを理解いたします。

立会4名である必要があるかというところは、あると思うんですけれども、柔軟な対応をできるようにしていただけるというのはいいことだと思いますが、それでも立会人が必要だと思うんです。

その文章上では、立会人を求める意義が薄れているということが書かれているのだけれども、やはり応募した方たちの気持ちからしますと、いまだにね、「何とかならないの」という風におっしゃる方がいるんですね。

そんなことはできないんだよという事を申し上げますが、やはりその公平性とか透明性とかというのは、大変重要なところなので。ネットで公開しているからというだけでは、ちょっとわかりづらいので、どういう方法がいいのかわかりませんが、立会人自体は最低1、2人とか、複数は確保すると、何らかのことを検討していただきたいと、意見で申し上げます。

それももうひとつ最後の、市営住宅募集のデジタル化のところですけれども、今、拝見して、そういう形でやれればとてもいいなと思いましたけれども、応募の段階で、特に本人を特定するようなものを求めるのかどうか、そのあたりについては、どのような運用を考えていらっしゃるのでしょうか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 応募の段階でございますけれども、現在紙でもそうですが、 何か資格を表すような書類のコピーを提出してもらうという ことはございませんし、引続きオンラインにおいても、そういった何か添付してもらうとかいうことは予定しておりません。

実際には当選されてから、住宅供給公社のほうで、一括して募集事務、受付事務、審査事務を行っているわけですけれども、 その段階で、様々な必要書類の提出をお願いしているところで ございます。

会 長 ○○委員。

○ 委員 それはそのようでいいと思います。できるだけ応募の時点ではハードルは上げないで、手を挙げていただいてと。

ただ、記載漏れ等色々出てくる可能性もあるので、そのあたりは、申し込んだつもりだったのに、そこがうまくいってなくて申込みになってなかったっていう風になってしまうと、とてもお気の毒だなと思うのですね。ですので、要件を全部満たして申込エントリーができたのかどうか、ということを本人が確かめられるようにしていただきたいと思います。

ちょっと足りないよとか、ということであればちゃんともう 一回確実に申し込んでいただけるという、そういう方法をとっ ていただきたいと思います。要望でございます。

会 長 他に何かございますか。

会 長 〇〇委員。

○ 委員 追加あっせんの実施状況についてのところなのですが、前回 の審議会の時からこの話が始まったと思います。困窮度が高い と考えられる行政区単位募集の方々についての追加あっせん という事で。

以前は行政区単位募集でも住戸が少ないところは隣接している区と併せての募集というのをされていたと思うのですけど、そうすると辞退率が高くなるという、そういう経過とかもあって、色々工夫されていると思うのですが、申し込みは1世帯あたり1戸しか申し込めないので。横浜市の方でも色々推測はされていると思うのですが、実際申し込んでいる方々の気持ちっていうのが本当の所どこにあるのかっていうのは、あまり分からない部分があるのではないかと思っています。

例えば、抽選に外れた方に対して、ここの他にどこか検討していた地域が有りますかとか。住宅単位募集についても、募集

戸数とかを見て、過去の倍率とかを見て当たりやすそうだなと 考えたけど、結局そこが思いがけず、皆同じような考えでそこ が倍率上がっちゃったという事もあるのかもしれない。

そうすると、そういう方々が、こことこことで迷ったけどこっちにしたのだとか、そういうデータを集めることで、ミスマッチというか辞退率を下げる事にも繋がるのではないかと思うので、そういう工夫をしていただくといいかなと思います。

あとですね、アンケートという点では通じる所なのですけど、市営住宅の抽選会の有り方についてという所で、立会人の方を確保するのは中々難しい、当日のご都合も分からないしということなので、それも申し込みの段階で抽選会の当日にリアルタイムで見たいと思っているとか、ユーチューブライブとかで必ず見ようと思っているのだとか、市役所まで抽選結果を見に来ようと思っているのかとか。そういう所をアンケートで回答していただく事によって12月の抽選日に予定が確保できる方を、先に選別する事ができるのではないかと思います。

そうすると、事務の手間の方も少し減るのではないかと。

あとは人数が確保できませんでしたとかっていう状態も、回 避する事ができるのではないかと思いますので、意見として述 べさせていただきます。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 ありがとうございます。

今は第一希望だけ申し込んでいただいていて、仮にそれ以上 の希望を募る場合には様々ハードルが高いという事が現実的 には有ります。

一方で、アンケートの形で、どの時点で取るのがいいのかど うか。立会人として希望するかどうかも、意向を申し込み時に 聞くというのも、それは恐らく申し込み用紙に一緒にという事 なのだろうと思います。

併せて他にも希望する住宅があるかどうかという事も聞くことが出来れば、それはまさに事務局の方でどういった募集区分に、どういった人数割り振りをしたらいいのかという事の参考ともなりますので、応募される方にも非常にメリットがあることだと思いますので、やり方などを考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 委員はい。

会 長 ○○委員。

〇 〇 委 員

追加あっせんとかコロナの関係については、今先生方が一連のお話ししたその通りだと思いますので、あえて追加で申し上げませんが、ひとつ言えば、追加あっせんの話は、今、○○委員が仰った通り、基本はやっぱり全体募集、行政区単位募集なので、「何処でもいいよ。私何処でもいいから入りたい。」と言っているところで、落ちちゃった人達に対して、「空いているんですけどどうですか」と言って、でもやっぱりヤダと言っている。このミスマッチだと、私は思うんです。

行政区単位といっても、やっぱりザックリと考えていて、現 実的にはどのポイントのどの住宅が、やっぱり行ってみたらえ らく遠かったとか、自分の通っている病院から遠かったとか、 アクセスの話だったりとか、部屋の中の話だったりとか。その 辺をよくよく見てみるとやっぱり嫌だと。

以前、辞退率についても同様のお話をしていたと思うんです けど、募集倍率と辞退率と多分セットで取られていますよね。

いまはオープンにはなっていないようですけど、その辺の少し整理をして、さっき申し上げたものに追加をしながら、場合によっては聞いていく。或いは何回目かで合格した方にはその辺の少しヒアリング的なものを、これは多分公社さん窓口でやられていたような気もするので、そのミスマッチを上手く埋めるような調査なのかヒアリングなのか、ちょっと丁寧にされた方がいいんじゃないかと思うのがまず1点です。

それから、先程の坂の話と住宅の話。見せていただいた写真はとても綺麗で、それだけ見たら住みたいなと思うような内容なのですけど、実際行ってみたらとか、周りの病院の様子だったりとか、やはり周辺環境とのミスマッチというのは住宅だけ点で提供してもダメで、面で提供しないとダメだというのはずっと私も今までお話ししていた中で。この住宅のしおりの方も最初は何もなかったですけど図面があって写真が増えて、バス便が、住所が入ってみたいな段々段々工夫されていくのですけど、逆に言えば今デジタル化をするのにかなり好機だと思います。お金の問題はあると思いますが、先程申し込みの手続きの話もそうですけど、しおりですね、もう少し、例えばGISとか、横浜市はちゃんと持ってらっしゃいますので、その辺を上

手く見ながら自分の生活圏。ここでどんな暮らしが出来るのだろうっていう事を想像できる様な、それは多分、地図ベースだったりすると思うんですね。前は紙で一生懸命作っていただいていたと思うんですけど、デジタル化もうそろそろ出来るんじゃないかと思うので、そういう情報提供がデジタル化とセットになって、きちっと動きながら。

それを先程の写真とアクセスの話だったりとか暮らしだったりとか、場合によっては、区の連携窓口だったりとかですね。 そういうものがトータル的に見えるようにするというのが、セーフティーネットの住宅供給の中では大事な窓口になるかなと思うので、折角なので、そういう連携の仕方ぜひ、予算を付けて頑張ってやっていただきたいと。

あのQRコードで読むっていうのはQRコードで読んだ後見づらいっていう人が、スマホだと小さくって見づらいので。恐らくそこから先は、例えば窓口に行ったときに公社さんの方でホームページを見せていただくとか、iPad で用意しておいて、横でそれをフォローしながら見せるとか。先程区役所の話も出ていましたけどそういう高齢の方々へのデジタル対応みたいな事がセットにならないと情報が分断されてしまいますので。

その辺を丁寧にやっていただかないと、折角良いものを作ろうとしているのにポシャッてしまうのは勿体ないし、今が丁度いい契機だと思いますので、ぜひデジタル推進の所はもう少し。

提供する情報と、申し込みっていうのは手続き上違うと思いますので、二つにきちっと分けた調整をしていただきたいなと 思います。意見です。

会 長 ありがとうございます。何かございますか。はい、住宅部長。

住 宅 部 長 先程より、委員の方々から色々とご示唆をいただきました。 我々も工夫している所ですけれども、更に色々と工夫して、 より有効に、市営住宅を活用していかれるようにしていきたい と思います。色々とご意見をありがとうございます。

会 長 ありがとうございます。

委員の皆様方から、何か他にございますか。

○○委員。

> 入居者選考に関わると思うので伺うのですけれど、市営住宅 の建替えの時に、現在入居されている方に転居していただく。

> そこを壊して建て替えなければならないので、現在市営住宅 に住んでらっしゃる方の転居作業が行われると思うんですけ ど、その転居先については決まりというか考えがありますか。

会 長 市営住宅課担当課長。

市営住宅課担当課長 転居先につきましては、建て替え事業する前の調整で、住ん でいる全ての方に、どちらに仮住まいしたいかを常に確認した

うえで、空き家とマッチングさせて移転していただくというよ

うな調整を、現在図っている所でございます。

会 長 〇〇委員。

市営住宅課担当課長 その通りです。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 例えば足が悪いとか、色々あって。言われている市営住宅の 中の空き部屋以外に、例えば民間の所に移ったりすると、もう

市営住宅の入居者の資格が無くなるんですか。

会 長 市営住宅課担当課長。

市営住宅課担当課長 基本的には、入居者の方々の仮移転先を行政が責任をもって しっかり確保する為に、市営住宅を活用する事を、原則に考え

ております。

過去には、どうしてもその場から動けないという方が、近所の民間の施設とか民間住宅を申し込み、借りるという事がございますから、それは戻っていただけるような調整をしたうえで戻っていただいたケースはございます。

会 長 ○○委員。

会

○ 委 員 横浜市の方で、確保した民間の住宅以外に、自分で何か見つけて必ず帰ってくるという前提で、工事中には自分で見つけた

所に移って暮らしていて、それで帰ってくるということ。それ

は、大丈夫という事ですか。

長

市営住宅課担当課長 あくまでも、それはイレギュラーなケースでございまして。 市が民間住宅を用意する事はございません。

市営住宅課担当課長。

ご事情があって他の市営住宅では生活できないと、その場から離れられないというような、やむを得ない事情がある場合に、特例的に民間の住宅にお住まいになった方へ、一定程度我々が家賃を出すというようなケースがレアケースとしてはございました。で、当然戻る権利はございますので、新しく住宅が建ったら、戻っていただけるように調整した事はございます。

会 長 すみません。

今、ご発言いただいているのは報告事項に関連してという事ですか。

○ 委員いや、そうではなくて。

会 長 最後のその他としての発言ですね。分かりました。 では、次第1(5)の報告事項につきまして、以上質疑してい ただいた通りで、一旦宜しいでしょうか。

○ 委員はい。

会 長 それでは改めまして。まだ続きはございますね。

続きまして、次第1(6)のその他という項目に移った上での 質問という事でよろしくお願いいたします。

○○委員。

○ 委員 ありがとうございます。すみません。では、その他の所で続きという事で。

じゃあそれは、建替えに伴っては、それぞれそうなるというか。それが成り立つという事が前提でよろしいですか。

会 長 市営住宅課担当課長。

市営住宅課担当課長 特例的にそういったケースはございますので、全ての方の生活状況をちゃんとお伺いして、継続して生活が出来るように、 一件一件配慮しながら調整させていただきたいと思っております。

会 長 ○○委員。

○ 委 員 ありがとうございます。

今ちょっとその今までの場所から動いて、市営住宅であっせんされた所に行けない場合は、もう一回、市営住宅申し込んで下さいという様なことが言われていると。そういう大規模改修などがある所では、という話があったので、いま課長から特例でね、そういう場合もやってきた例もあるという事ですので。

特別に相談して、可能であればという事で、了解しました。も う一度、市営住宅の申し込みをしなきゃいけなくならない、と いうことではないという事に理解したいと思います。

会 長 市営住宅課担当課長。

市営住宅課担当課長 個別にご事情があれば、お答えさせていただければと思いま すので、よろしくお願いいたします。

会 長 はい、○○委員。

○ 委員 すいません。2点ほど聞きたいんですが、先程も空いている 所の追加あっせんとかね色々な事をやられているという事で、 とにかく利用してもらおうと。困っている人に利用してもらおうとしていると思うのですが、県だとご存じのように空き家募集を随時にね、例えば抽選やる、そしてある一定期間の後に空き家募集っていう形で、やったらどうなのかなというふうに率直に思います。それがどうなのかなというのが1点お答えいただききたいのと。

もう1点は、私、実は家の近くに市営住宅があるんですね。 夕方帰ると、電気が点いている、点いていないとかあるんですが、意外と空いてるんじゃないのというようなことを感じることがあります。長い期間使われていなみたいなことで、場合によっては事故住宅という事もあるんですけども、そればかりではないなと思っていまして。

住宅困窮している人に、抽選から入居までの間の期間をなるべく早くしてあげることは大事なことだと思います。例えば民間であれば、空けていれば家賃を取れない訳ですから、そういうのを一定程度の期間でも、幾つか空いたらリフォームしてもらってという考え方も分かるんですが、もっとその回転率を上げるといいますかね。そういうことを検討していただきたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 2つご質問をいただきました。

1つ目は、県営住宅で、抽選の結果空き家になってしまった 所について随時募集で行っているということについてですが、 本市の追加あっせんの仕組みも、空いている住宅が無くなるよ うにという取り組みだった訳でございますが、先ほどご説明した通り、なかなかマッチングの量が多くないということになっております。そのため、今後も色々なことを考え、引き続き色んな工夫をしてこの追加あっせん制度も含めて、様子を見ていきたいというふうには考えております。

並行して、追加あっせんに代わる方策というのも考えなければいけないのかなとも思い始めている所でございまして。委員が仰ったような随時募集なども含めて検討をしていきたいと考えております。

2つ目でございますが、市営住宅が空いている期間が短い方 がより良いというその話の通りでございます。

本市におきましては春と秋と2回、住宅を定めて募集しており、以前のように見込みで募集する事が無い中では、どうしても最低、住宅によっては多少の長短がありますけれども、半年間どうしても空き住戸になるものが出てまいります。それから、実際に募集して入居していただくまでの期間を短くすることが必要という事であります。

実際に募集事務を行っている公社においても、非常に努力を しているところで、最長でご案内としてはどうしても6か月間 かけて平準化して入居してもらえる前提ではございますけれ ども、実際にはより短く、なるべく早く入居してもらえるよう な事をやっておる所でございます。引き続きどういったところ によって短くできるのかという事を考えていきたいと思って おります。

会 長 ○○委員。

○ ○ 委 員 ぜひお願いしたいです。

1回ね、空いてから、退室してからというんですかね。空いてから次に入るまでに何か月かかっているというを、数字でも出していただきたいなというふうに思います。

会 長 他にご意見は。○○委員。

> 先程来、要するにストックと言いますか、入居していないお 部屋をどういうふうに、より回転を、回転率って仰った通りだ と思いますが、流動性というか、管理をより効率良くしていた だくかという、そもそもその辺の現状把握って言いますか。

最大で言えば、どれ位が空き部屋として、その瞬間風速的な

ものはあると思うんですよ、そのリフォームとしてあがってくるもの、貸せるっていうふうになるものと。それが時差が生じたりとか、色々あると思うんだけれども。

実際どれ位が、空き部屋として生じているんですか。その 3万戸有りますよね、市営住宅。それで大体そのうち最大で空 き住宅が出るというのはどの位空くものなのかっていう事は 分かっているんですか。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 平均的という統計までは取っていなくて、逆に取っていくことも必要だと考えておりますが、最長ですと理論的には、1年半空くこともございます。

今募集を、10月にするとしましたならば、この4月から順次 退去していった住宅を募集に出す訳でございますけれども、例 えば4月の中旬位に空き家になってしまった場合、既に今の10 月募集の時点で半年空き。10月募集をして当選をしていただい た方は4月から順次ご入居いただく訳ですけれども、実際には 7月、8月にはならないと思いますが、最長では、やはり9月 になる可能性もある中で、理屈の中では1年半になる可能性が あると考えております。

会 長 〇〇委員。

○ 委 員 期間では、最長1年半だと。そうすると要するに、量として、 戸数でいうと最大何戸位が空いている状態があるんですかと いう質問です。

会 長 市営住宅課長。

市 営 住 宅 課 長 時点時点での統計は取ってございませんけれども、毎年3月 末時点の空いている状況を、データとして持っています。

全体では31,396戸ございますけれども、その中で、28,000あまりが入居しているところでございますので、逆に申しますと1割位は、瞬間瞬間で空いているものかなというふうに考えております。

会 長 ○○委員。

要するに3,000戸位が色んな形態とか用途とか目的が違ったりするのは分かるけれど、3,000戸位は大体ずっと空いている状態であるという事ですよね。だから、やはりそれを

どういうふうに使っていただけるかという所は、ぜひそのどこが要諦なのか分からない所は有りますけれども、困って応募して手を挙げている人達が沢山いますので、そこに、ぜひ検討していただけるようにお願いしたいと思います。ありがとうございました。

会 しにご発言はございますでしょうか。

では他に発言は無いようですので、次第1(6)その他につきましては以上とさせていただきます。

それでは以上を持ちまして本日の審議会を閉会といたしま す。お疲れさまでした。